

指定基準の運用方針

1. 専門家評価

① 包括的・戦略的な政策課題の設定

申請に係る総合特区（以下単に「総合特区」という）の目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認められるか

A：極めて適切であると認められる

B：十分に適切であると認められる

C：適切であると認められる

D：目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認めるには不十分である

E：目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であるとは認められない

② 包括的・戦略的・整合的な解決策の設定

解決策が、総合特区の目標及び政策課題に照らして包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に相当程度寄与することと認められるか

A：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると極めて十分に認められる

B：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると十分に認められる

C：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると認められる

D：解決策が包括的・戦略的・整合的であること及び政策課題を解決することに係る寄与の度合が不十分であると認められる

E：解決策が包括的・戦略的・整合的であること及び政策課題を解決することに係る寄与の度合が極めて不十分であると認められる又は寄与すると認められない

③ 地域資源等の存在

地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業であると認められるか

A：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて著しく優れていると認められる

B：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて十分に優れていると認められる

C：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められる

- D：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認めるには不十分である
- E：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められない

④ 先駆性

政策課題の解決に有効なものとして当該取組の先駆性が認められるか

- A：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して極めて十分に先駆性があると認められる
- B：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して十分に先駆性があると認められる
- C：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して先駆性があると認められる
- D：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して先駆性を認めるには不十分である
- E：同様の政策課題の解決を図る他の取組みと比較して先駆性を認めるには極めて不十分又は不適切である
- ※国際戦略総合特区に係る申請については、海外の他の取組みとの比較も考慮するものとする。

⑤ 熟度

関係者の合意形成が調っているか、及び事業の実現可能性について以下のいずれかに該当すると判断されたか

- A：事業内容が確定していてその実現可能性は極めて高く、かつ、関係者の合意形成が調っているもの
- B：事業内容が確定していてその実現可能性は十分に高く、かつ、関係者の合意形成が調っているもの
- C：事業内容は確定しており、かつ、関係者の合意形成が調っているもの
- D：事業内容は確定しているが、関係者の合意形成が調っていない、又は調う見込みが明確でないもの
- E：事業内容が確定していないもの、又は事業の全体像が不明確であるもの

⑥ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること

【国際】

以下の事項を総合的に評価した意見を記載

事業の実施による総合特区の目標の達成が、以下の事項をどの程度満たすか

- ・我が国の経済の牽引役となることが期待される産業分野であること
- ・国際レベルでの競争優位性を持ちうる拠点形成に資すること
- ・当該総合特区に係る産業や地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果と相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与すること

【地域】

以下の事項を総合的に評価した意見を記載

事業の実施による総合特区の目標の達成が、以下の事項をどの程度満たすか

- ・地域の活性化に寄与すること
- ・経済効果が周辺地域に波及することや新たな課題可決モデルの構築に資することを通じて、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展に相当程度寄与すること

- ⑦ 事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案

2. 事務局評価

(1) 総合特区により実現を図る目標の提案

目標の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（例：概ね5年以内を目安に適切に設定することとする等）されるなど具体的に記載されているとともに、数値目標の設定の考え方が適切であると認められるか

- A：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて適切であると認められる
- B：目標の記載の具体性及び設定の考え方が十分に適切であると認められる
- C：目標の記載の具体性があり、その設定の考え方は適切であると認められる
- D：目標の記載の具体性及び設定の考え方が不十分であると認められる
- E：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて不十分又は不適切であると認められる

(2) 国の支援のみを求めるものに該当しないものか

- ：申請内容が国の支援を一方的に求める内容ではないもの
- ×：申請内容が国の支援を一方的に求める内容であるもの

(3) 地域の責任ある関与

①～⑤ 地域の責任ある内容がどのようなものか

※国際、地域ごとに全件を相対評価する予定

⑥ 総合特区の目標に対する事後評価が適切に実施されると認められるか

○：目標に対する事後評価が適切に実施されると認められる

×：目標に対する事後評価が適切に実施されないと認められない

(4) 明確な運営母体

① 法定地域協議会の設置の有無

○：法定地域協議会が設置されている

×：法定地域協議会が未設置、又は設置予定段階である

② ①で「○」判定のものについて、その設置に係る地域協議会が、合理的なメンバーで構成され、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制（実質的な協議・合意形成の場）となっており、かつ協議を経た申請となっているか

A：合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっており、活動や調整・意見交換が極めて十分に実施されていると認められる

B：合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっており、活動や調整・意見交換が十分に行われていると認められる

C：合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっており、活動や調整・意見交換が行われていると認められる

D：合理的なメンバーで構成されておらず、一体となって推進できる体制となっていないものの、活動や調整・意見交換は行われていると認められる

E：合理的なメンバーで構成されておらず、一体となって推進できる体制となっていないもので、協議を経た申請となっていないもの

(5) 新たな規制・制度改革の提案

① 国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案の有無

○：国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案があるもの

×：未記入、国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がないもの

② ①で「○」判定のものについて、国の規制・制度に係る規制の特例措置等が、政策課題の解決策として必要なものが包括的・

網羅的に提案されており、かつ有効であると認められるか。

- A：包括的・網羅的で有効であると極めて十分に認められる
- B：包括的・網羅的で有効であると十分に認められる
- C：包括的・網羅的で有効であると認められる
- D：包括的・網羅的で有効であると認めるには不十分である
- E：包括的・網羅的で有効であると認めるには極めて不十分である
又は認められない

(6) 区域の設定

【国際】以下の事項を総合的に評価した意見を記載

- ①申請に係る区域が、産業の国際競争力の強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本としているか
- ②複数区域にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）する場合は、一つの取組と認められるか
- ③複数の取組をまとめて一つの区域とする場合は、以下のいずれも満たすこと
 - ・連携して取組を実施することで相乗効果が得られること
 - ・連携の必然性と実態が認められること
 - ・個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしていること

【地域】以下の事項を総合的に評価した意見を記載

- ①複数にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）する場合は、一つの取組と認められるか
- ②複数の取組をまとめて一つの区域として設定する場合は、以下のいずれも満たすこと
 - ・連携して取組を実施することで相乗効果が得られること
 - ・連携の必然性と実態が認められること
 - ・個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしていること

※ 意見欄に評価（専門家、事務局ともに）の判定についての根拠等をできるだけ具体的に記載すること